

令和5年度 一 関 市 産 業 振 興 会 議

日時 令和6年1月29日（月）

15時45分～17時15分

場所 一関市役所 3階特別会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 協 議

(1) 座長の選任について

(2) テーマ「外国人労働者の仕事のしやすさ、暮らしやすさの支援について」

(3) 市長のベトナム出張について（報告）

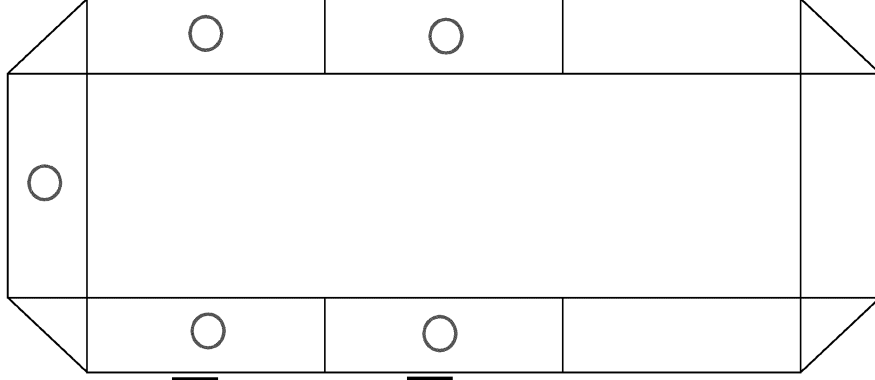
(4) 市長の台湾出張について（報告）

4 そ の 他

5 閉 会

【座席表】

一関市長 佐藤 善仁



入口

入口

いわて平泉農業協同組合
参事 岩本 幸一 様
一関地方森林組合
企画管理部長 石川 勝徳 様

小岩 邦弘 様

一関商工会議所
事務局長 船山 賢治 様
(一社)一関市観光協会
事務局長 菅原 清忠 様

佐々木 賢治 様

農林部長
小崎 龍一 様
商工労働部長
今野 薫 様

商工労働部
次長兼工業労政課長
小野寺 正寿 様
商工労働部工業労政課
課長補佐兼工業係長
伊藤 晃 様

商工労働部工業労政課
労政係長
小野寺 淳子 様

傍聴者席

説明者

■外国人労働者の仕事のしやすさ、暮らしやすさの支援について

1 一関市における外国人労働者の現状

一関市内に居住する外国人は、当市人口の約1%を占め（令和5年末時点）、県内では2番目に多い。近年は技能実習生の割合が高く、当市の企業、事業所での実習に従事し、産業振興の一翼を担っている。

また、技能実習制度が見直され、今後ますます一関市に居住又は通勤若しくは通学する外国籍の住民（以下「外国人市民等」という。）が増加していくことが見込まれる。

2 外国人市民等支援本部の設置

外国人市民等に関し生活利便性の向上、コミュニケーションの支援、多文化共生の推進、地域の受入環境の改善その他日常生活の支援体制の整備を進め、外国人市民等の暮らしやすさ及び仕事のしやすさを支援するため、令和5年5月15日に「一関市外国人市民等支援本部」を設置した。

<所掌事務>

- (1) 外国人市民等の受入環境の改善に関すること。
- (2) 外国人市民等の日常生活の支援に関すること。
- (3) 外国人市民等とのコミュニケーションの支援に関すること。
- (4) 多文化共生の推進に関すること。
- (5) その他外国人市民等の支援に関して市長が必要と認める事項に関すること。
- (6) 外国人市民等の支援及び支援体制の総合調整に関すること。

<組織体制>

- ・ 支援本部は庁議の出席職員とし、支援本部に所掌事務の調査及び事業を推進するための支援部会を置き、支援部会の構成員は各部等の次長とした。
- ・ 支援本部の庶務として、商工労働部工業労政課を中心に各部から職員を指名し配置。

3 外国人市民等支援本部の令和5年度の取組

- ・ ベトナム訪問 →協議(3)で報告
- ・ 市HPへの「やさしい日本語」機能追加
- ・ 職員を対象とした「外国人対応に係る接遇研修」
- ・ 「出入国在留管理庁」「外国人技能実習機構」の市HP掲載
- ・ 市内事業所への国際化推進員の派遣事業の創設

4 外国人市民等支援本部の令和6年度取組の方向性

- ・ 一関市で就労してから間もない外国人就労者と市長との懇談会などの開催
- ・ 外国人就労者の地域での交流促進を支援
- ・ 外国人市民等にやさしい職場環境づくりを支援
- ・ 外国人雇用管理アドバイザーによる事業所の支援
- ・ 多文化共生を理解し、市民との国際交流がさらに深化するようなイベント等の充実
- ・ 外国人市民等のコミュニティづくりの支援
- ・ ハノイ電機短期大学との協定に基づく交流事業の取組

市区町村コード	市区町村別 国籍・地域別 在留外国人	数中										出入国在留管理庁				
		岩手県	1,517	2,429	683	1,466	107	249	710	420	216	96	1,219			
03000	都道府県市区町村総	9,112	1,517	2,429	683	1,466	107	249	710	420	216	96	1,219			
03201	盛岡市	1,805	351	235	250	143	9	136	91	90	62	31	407			
03202	宮古市	158	31	18	17	8	0	2	35	8	11	1	27			
03203	大船渡市	315	49	116	13	49	0	5	27	21	11	1	23			
03205	花巻市	606	123	136	45	66	1	21	19	49	24	1	121			
03206	北上市	1,024	84	476	84	141	22	16	76	38	9	14	46			
03207	久慈市	343	71	71	11	105	1	1	53	8	7	0	15			
03208	遠野市	275	23	86	14	17	3	14	10	64	3	1	42			
03209	一関市	1,101	127	284	78	286	68	12	102	3	12	3	126			
03210	陸前高田市	190	22	43	1	36	0	0	0	34	5	1	48			
03211	釜石市	404	14	280	7	20	5	3	45	5	5	0	25			
03213	二戸市	191	51	37	0	65	0	0	25	3	2	0	8			
03214	八幡平市	256	76	21	11	19	2	10	7	0	7	15	94			
03215	奥州市	719	161	157	63	136	2	7	72	30	10	15	66			
03216	滝沢市	252	80	44	21	23	0	5	27	2	11	4	35			
03301	峯町	49	10	6	9	5	0	0	6	2	1	6	4			
03302	葛巻町	35	3	7	3	17	0	0	3	1	1	0	0			
03303	岩手町	168	7	48	2	83	0	5	4	4	3	0	12			
03321	紫波町	98	16	22	9	16	0	8	2	2	3	1	19			
03322	矢巾町	120	19	48	8	3	0	2	3	1	9	0	27			
03366	西和賀町	41	1	8	4	4	0	1	10	0	2	0	11			
03381	金ケ崎町	190	53	25	13	34	1	1	18	31	4	0	10			
03402	平泉町	34	7	10	2	2	0	0	10	0	0	0	3			
03441	任田町	121	36	57	0	2	0	0	18	5	2	0	1			
03461	大槌町	66	9	20	3	4	0	0	13	4	1	1	11			
03482	山田町	79	7	18	9	6	0	0	16	6	0	0	17			
03483	岩泉町	52	8	32	2	2	0	0	2	0	3	1	2			
03484	田野畑村	30	1	0	0	19	0	0	0	8	1	0	1			
03485	岩代村	15	0	11	0	2	0	0	0	0	1	0	1			
03501	軽米町	86	14	50	2	17	0	0	0	1	1	0	1			
03503	野田村	24	4	4	0	15	0	0	0	0	1	0	0			
03506	九戸村	43	24	3	0	1	0	0	12	0	0	0	3			
03507	洋野町	68	4	24	1	26	1	0	7	0	1	0	4			
03524	一戸町	154	13	32	1	94	0	0	2	0	3	0	9			

- 在留資格ごとに在留期間が定められています（令和4年5月25日現在）
- 在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

■ 就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教授	日本の大学もしくはこれに準ずる機関または高等専門学校において研究、研究の指導または教育をする活動	5年、3年、1年または3月	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導または教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学または人文科学の分野に属する知識または技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行いまたは管理に従事する活動など	5年（1号）または無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行いまたは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないとされている事業の経営または管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、6月、4月または3月	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律または会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	医師、歯科医師、看護師
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校または各種学校若しくは設備および編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年または3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年または3月	外国の事業所からの転勤者
介護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護または介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動またはその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月または15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に属する相当程度の知識もしくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）または熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年、1年または6月（2号）、1年、6月または4月（1号）	特定産業分野（左記12分野（2号は建設、造船・船用工業のみ））の各業務従事者

■ 身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本国民の配偶者等	日本人の配偶者もしくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子または日本人の子として出生した者	5年、3年、1年または6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者または永住者等の子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年または6月	永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	第三国定住難民、日系3世、中国残留孤児

■ その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技能実習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護およびその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲（1号）、2年を超えない範囲（2号および3号））
特定活動 EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P. 3※2を参照してください）。	5年、3年、1年、6月、3月または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

■ 就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

参考 外国人の雇用に関する参考情報

労働基準関係	雇用管理関係
<p>外国人労働者向けモデル労働条件通知書・労働条件ハンドブック</p> <p>労働条件をめぐるトラブル防止のためご活用ください。 （英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語）</p> 	<p>外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール</p> <p>①「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」、②「雇用管理に役立つ多言語用語集」、③「モデル就業規則やさしい日本語版」を掲載。</p> 
<p>外国語版モデル就業規則</p> <p>就業規則をめぐるトラブル防止のためご活用ください。 （英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）</p> 	<p>外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック</p> <p>留学生等の採用や活躍に向けて、企業が取り組む際に押さえておくべき12のポイントをまとめています。</p> 
<p>外国人労働者の安全衛生対策について</p> <p>外国人労働者への安全衛生教育の教材などを掲載しています。</p> 	<p>高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために（好事例集）</p> <p>高度外国人材が雇用管理改善を望む事項についてのアンケートやヒアリング調査を行い、好事例をまとめています。</p> 
<p>生活支援関係</p> <p>外国人生活支援ポータルサイト、生活・就労ガイドブック</p> <p>外国人が日本で生活するために必要な情報を掲載しています。</p> 	<p>事業主向け支援制度関係</p> <p>人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）</p> <p>外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。</p> 
	<p>働き方改革推進支援資金（融資制度）</p> <p>外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主に対する融資制度があります。（詳しくは日本政策金融公庫まで）</p> 

在留資格別年齢別男女別集計表

岩手県一関市

令和 5年12月31日現在

作成日時 令和 6年 1月 5日 10時34分

在留資格	16歳未満			16歳以上			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
特別永住者	1	1	2	18	8	26	19	9	28
研究	0	0	0	1	0	1	1	0	1
教育	0	0	0	8	3	11	8	3	11
企業内転勤	0	0	0	1	0	1	1	0	1
技能	0	0	0	3	0	3	3	0	3
技能実習1号イ	0	0	0	0	3	3	0	3	3
技能実習1号ロ	0	0	0	65	51	116	65	51	116
技能実習2号イ	0	0	0	0	17	17	0	17	17
技能実習2号ロ	0	0	0	49	77	126	49	77	126
経営・管理	0	0	0	6	0	6	6	0	6
技術・人文知識・国際業務	0	0	0	60	13	73	60	13	73
技能実習3号ロ	0	0	0	19	18	37	19	18	37
介護	0	0	0	3	0	3	3	0	3
留学	0	1	1	5	2	7	5	3	8
家族滞在	7	3	10	5	13	18	12	16	28
特定活動	0	0	0	15	22	37	15	22	37
日本人の配偶者等	0	0	0	16	54	70	16	54	70
永住者の配偶者等	2	2	4	0	1	1	2	3	5
定住者	2	4	6	23	31	54	25	35	60
特定技能1号	0	0	0	105	44	149	105	44	149
永住者	3	3	6	28	329	357	31	332	363
合計	15	14	29	430	686	1,116	445	700	1,145

国籍別年齢別男女別集計表

岩手県一関市

令和 5年12月31日現在

作成日時 令和 6年 1月 5日 10時33分

国籍名	16歳未満			16歳以上			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
アルジェリア	0	0	0	0	1	1	0	1	1
オーストラリア	0	1	1	2	3	5	2	4	6
ブラジル	3	1	4	31	33	64	34	34	68
ミャンマー	0	0	0	14	34	48	14	34	48
バングラデシュ	0	0	0	3	0	3	3	0	3
カナダ	0	0	0	5	1	6	5	1	6
スリランカ	0	0	0	3	0	3	3	0	3
中国	0	2	2	8	113	121	8	115	123
台湾	0	0	0	1	2	3	1	2	3
フランス	0	1	1	2	1	3	2	2	4
ホンジュラス	0	0	0	1	0	1	1	0	1
インド	0	0	0	19	0	19	19	0	19
インドネシア	0	0	0	117	19	136	117	19	136
ジャマイカ	0	0	0	0	1	1	0	1	1
朝鮮・韓国	1	1	2	22	55	77	23	56	79
ラオス	0	0	0	3	0	3	3	0	3
マレーシア	0	0	0	2	0	2	2	0	2
メキシコ	0	0	0	0	1	1	0	1	1
モンゴル	0	0	0	2	11	13	2	11	13
ネパール	0	1	1	6	4	10	6	5	11
ナイジェリア	0	0	0	1	1	2	1	1	2
パキスタン	5	3	8	11	6	17	16	9	25
ペルー	0	0	0	1	0	1	1	0	1
フィリピン	2	3	5	35	244	279	37	247	284
ポーランド	0	0	0	0	1	1	0	1	1
ルーマニア	0	0	0	0	1	1	0	1	1
タイ	0	0	0	1	8	9	1	8	9
チュニジア	0	0	0	1	0	1	1	0	1
エジプト	0	0	0	1	0	1	1	0	1
米国	0	0	0	11	1	12	11	1	12
ベトナム	4	1	5	127	145	272	131	146	277
合計	15	14	29	430	686	1,116	445	700	1,145

市長のベトナム出張について（報告）

1. 目的

外国人の一関市における働きやすさや生活しやすさを向上させ、外国人材に選ばれるまちとなるためにはどうしたら良いかを探る。

さらに多くのベトナム人材が一関市で活躍してもらえるよう市および市内事業所等における取り組みを検討するため、ベトナムの現状を視察し現地機関との意見交換を行う。

2. 訪問日程・訪問先

(1) 7月23日～26日（4日間）

- ①在ベトナム日本国大使館
- ②ベトナム労働・傷病兵・社会省 海外労働管理局（DOLAB）
- ③(株)アーアル研究所ベトナム工場
- ④ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）
- ⑤VJEC 国際株式会社
- ⑥ハノイ電機短期大学

(2) 1月17日～22日（6日間）

- ①ハノイ電機短期大学
- ②ホアビン省（ホアビン市）
- ③(株)アーアル研究所ベトナム工場
- ④ビンディン省（クイニョン市）
- ⑤L I X I Lベトナム工場
- ⑥在ベトナム藤沢会

3. 訪問の成果

- ・外国人材に選ばれる一関市となるため、何をやっていく必要があるのかが明確になった。
（具体例）
 - ・ 知名度を上げていく
 - ・ 賃金だけでなく外国人が働きやすい環境を整えていく
 - ・ 母国の後輩に一関市の良さを伝えてもらうように交流を進める
- ・ハノイ電機短期大学との協定締結
- ・ホアビン省（ホアビン市）との協定締結

4. 今後の取組

- ・ 市内の事業所や外国人を支援している国際交流協会などの機関と連携しながら、働く場の環境、生活環境づくりを整え一関市を選んでもらえるように取組を進めていく。
- ・ ハノイ電機短期大学との協定に基づく学生交流やインターンシップの受入事業の実施。

市長の台湾出張について

1 台湾出張について

■ 8月の台湾企業経営者などの視察ツアー

- (1) 目的 台湾人経営者をターゲットとして、一関の「もち食」を体験する「観光商品造成モニターツアー」を実施します。

行程には本市の観光資源などを含めながら、アクセスなど立地条件に優れた産業用地の視察を組み入れ、日本への進出を検討している台湾企業の誘致を図ることを目的として開催しました。

- (2) 日程 令和5年8月6日（日）～7日（月）

- (3) 主な視察先

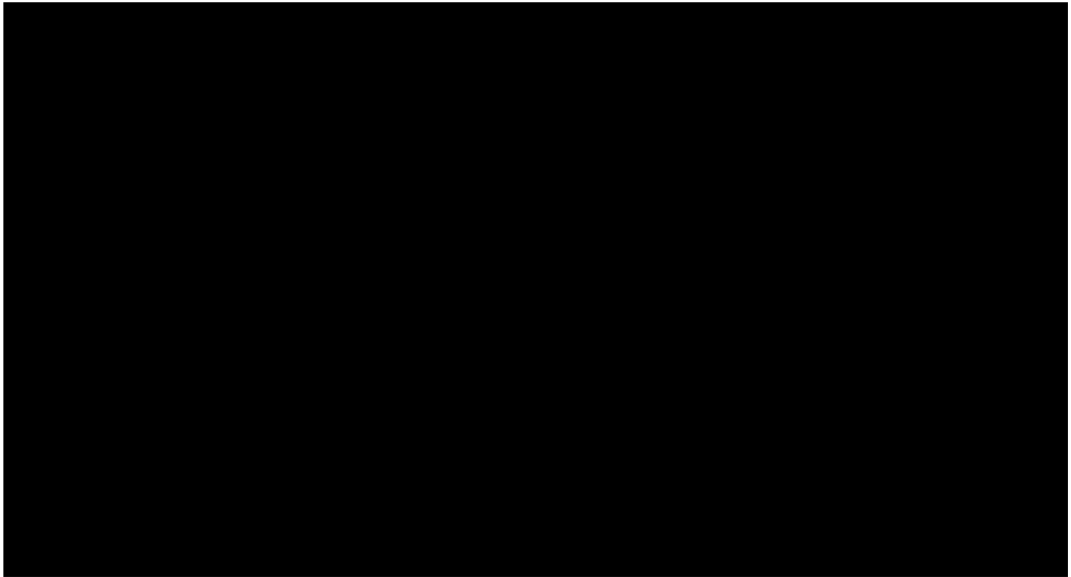
1日目（6日）

一ノ関駅東口工事場跡地、一関東第二工業団地、(仮称)一関インター西産業用地（予定地）、巖美溪、骨寺村荘園交流館

2日目（7日）

中尊寺、猊鼻溪、閉校校舎など（千厩地域、藤沢地域）

- (4) ツアー参加者



以上8人、ツアー関係者8人

■ 10月訪問

- (1) 目的 8月6日（日）から7日（月）にかけて開催した「台湾企業経営者などの視察ツアー」（以下「視察ツアー」という。）に参加し、本市を訪問いただいた台湾企業を中心に御礼をするとともに、参加企業の中に本市に魅力を感じ、進出を検討するとした企業があったことから、市長によるトップセールスを行いました。

なお、視察ツアーに参加していない企業も訪問し、本市への誘致活動を行いました。

- (2) 日程 令和5年10月11日（水）～14日（土）

(3) 出張先 台湾 台北市

(4) 訪問先

- ① 台北數位集團 Taipei Digital Group (視察ツアー参加企業)
- ② 捷年集團 (Gene Group) (視察ツアー参加企業)
- ③ 敦謙國際智能科技股份有限公司 Dunqian Intelligent Technology CO., LTD
- ④ Cutaway 卡個位 (視察ツアー参加企業)
- ⑤ 義美食品股份有限公司

(5) 主な効果等

台北數位集團 Taipei Digital Group と事業所立地に関する合意書を10月12日に締結しました。

■12月訪問

(1) 目的 令和5年12月に台湾で行われた「日本東北遊楽日2023」に本市からも出展し、台湾からのインバウンドについてのセールスを展開しました。

また、本年8月6日(日)から7日(月)にかけて開催した「台湾企業経営者などの視察ツアー」に参加した企業を訪問するとともに、10月に訪問した企業や新たな企業を訪問し、市長のトップセールスによる、本市への誘致活動を行いました。

(2) 日程 令和5年12月9日(土)～13日(水)

(3) 出張先 台北市、新北市

(4) 訪問先概要

業種	企業数
観光関連企業	7社
製造業	3社
投資家	2社
IT関連企業	1社
建設関連企業	1社
食品規格協会	1社
その他	4社
計	19社

(5) 日本東北遊楽日の概要

日本東北遊楽日は、東北・新潟の7県や市町村、観光団体、民間企業、航空会社、旅行会社などが連携し、台湾で東北の魅力を紹介するプロモーションイベントです。

- ① 主催 [REDACTED]
- ② 日時 12月9日(土)～10日(日) 午前10時～午後6時
- ③ 会場 台北市「華山1914文化創意産業園区」
- ④ 内容 東北の観光情報発信、伝統芸能発表、旅行商品販売など
- ⑤ 出展者 約40団体
- ⑥ その他
 - ・ 「一関祝い餅つき振舞隊」が餅つきパフォーマンスを2日間披露し、来場者にもちを振る舞いました。
 - ・ 一関市と平泉町が連携して観光PRブースを出展しました。